



※保護者の方向けに作成しております。

<出席停止について>

先日、おたよりで御報告・情報提供させていただきました通り、本校では現在「百日咳」が流行しており、診断された児童については学校保健安全法に基づいて出席停止の措置をとっております。

5月のほけんだよりでもご紹介させていただきましたが、感染症の種類によって出席停止の日数も決められています。感染症の流行に伴い、改めて「出席停止」に関する御確認をさせていただきたいと思えます。

「出席停止」の目的は、「感染症の拡大防止」

感染症の拡大を防ぐためには、患者は、

- ・ 他人に容易に感染させる状態の期間は集団の場を避けるようにすること。
- ・ 健康が回復するまで治療や休養の時間を確保すること。

が必要である。

(引用：日本学校保健会「感染症の解説 H30」)

→つまり、出席停止期間は、

「学校以外でも外出を控え、治療や休養に専念していただく期間」ということです。



これからの季節、インフルエンザや感染性胃腸炎等の流行も考えられます。

以下の基本の感染症対策を今一度、御確認いただき、学校と家庭の両方で対応していけたらと思います。

基本の感染症対策

- ・ 手洗い、うがい（石鹸、清潔なハンカチの使用）
- ・ マスクの着用（サイズの合ったものの使用）
- ・ 十分な睡眠・栄養（8～10時間の睡眠時間の確保 等）
- ・ 保温（下着の着用、気温に即した服装 等）



気を付けていても、体調不良や感染症罹患は起こります。何か異変がありましたら、子供も大人も早めの受診をお願いいたします。

